

議案第50号

鯖江市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

鯖江市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月30日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

令和5年4月診療分から、小学生から高校修了相当年齢までの子どもの医療費助成の自己負担金を無料にするため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年鯖江市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書および同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鯖江市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 市長は、施行日前においても、改正後の条例の規定による医療費の助成の実施のために必要な受給資格の認定その他の準備行為をすることができる。